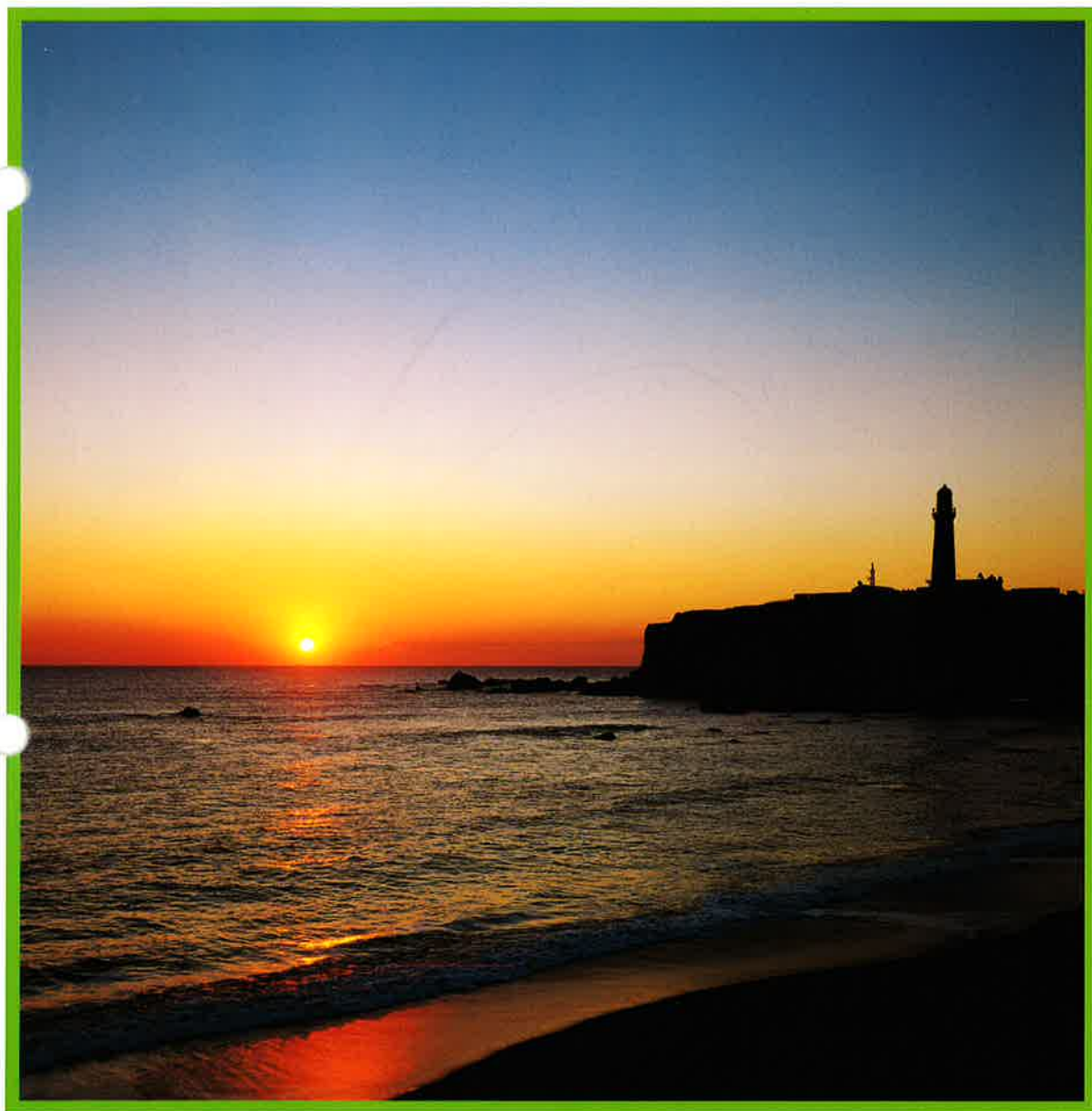


会報

1999.1
第60号



社団法人千葉県環境保全協議会

目 次

* 年頭あいさつ.....	1
会 長 高 木 猛	
* 年頭あいさつ.....	2
千葉県知事 沼 田 武	
* 協議会活動について.....	3
* クリーンウェイト千葉'98	
・ 産業廃棄物適正処理推進大会	5
* リレー訪問	
・ 電気化学工業（株）千葉工場を訪ねて	6
* 行政法令動向	
・ 千葉県環境影響評価条例施行規則について.....	10
・ 小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及び ばいじん排出抑制指導要綱について	14
・ 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例（上乗せ条例）の 一部改正について	24



年頭あいさつ

会 長 高 木 猛

出光興産株式会社 千葉製油所取締役所長

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご健勝で新年をお迎えのことと、心からお慶びを申し上げます。

昨年は、県ご当局の適切なるご指導と会員の皆様の暖かいご支援を賜り、当協議会の事業活動を、計画通り円滑に実施できましたことに対し心から厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、日本経済は景気の低迷と不良債権問題の重荷が相乗的に経済を悪化させ、大手金融機関や企業の破綻が相次ぐ厳しい状況が続きました。景気回復のため、金融政策・内需拡大策等、諸政策が打たれているものの、国内の需給ギャップはかなり大きく、当面は厳しい経済状態が続くものと覚悟せざるを得ません。

さて、昨年11月には、アルゼンチンのブエノスアイレスで「気候変動枠組み条約第4回締約国会議」が開催されました。この会議には世界の161ヶ国が参加して前回の京都会議（COP3）での課題の具体化を目指しましたが、実質的な個別討議にはいたりませんでした。課題として「発展途上国の参加」、「排出権取引のルール」、「罰則規定」、「森林吸収分の算定方法」が予定されていましたが、「発展途上国の参加」については主要途上国の猛反対で議題からも削除され、他の議題については、具体的な細部の取り決めには至らず、今後のタイムスケジュールを盛り込むにとどまりました。

しかし、個別討議は先送りされたものの、いずれは温暖化ガスの削減義務が企業に割り振られる可能性は高く、今後の企業の国際競争力の行方を占う大きな要素となります。厳しい経済環境下にあっても、環境配慮と経済性をいかに両立させるかが21世紀の企業の生き残りの条件になると思います。

千葉県においては、平成8年度に環境施策に関するマスタープランとなる「千葉県環境基本計画」が策定され、環境負荷の少ない社会経済システムの実現に向けた施策が総合的に推進されています。

今年度は、県・市・企業で締結している「公害防止協定」が改正されます。名実ともに地球規模の環境保全に資するべく、県ご当局と密接なる連携を保ちつつ、充実した事業活動を推進していく所存でございます。会員の皆様の更なるご支援をお願い致しまして新年のご挨拶とします。



年頭あいさつ

みんなで拓こう21世紀のちば
～「21世紀は千葉の時代」～

千葉県知事 沼田 武

新年あけましておめでとうございます。

社団法人千葉県環境保全協議会の会員の皆さまには、輝かしい初春をお迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

21世紀まであと2年と、新しい時代が目の前に迫ってまいりました。

現在、県では、西暦2025年を展望する「長期ビジョン」を策定しているところです。時代は、少子化・高齢化、地球環境問題など、大きな転換期を迎えています。新しいビジョンは、こうした変化に柔軟に対応するとともに、これらを新たな発展のエネルギーとして取り込み、本県の発展と県民の福祉の向上に結びつけていくビジョンといたします。さらに、交通網の整備が大きく進んで半島性を脱却し、東京、西日本、そして東日本経済圏の三方に開かれる本県の発展性を「3ウェイ・ビジョン」として地域整備の指針を示していきます。

さて、本県は、三方を海に囲まれ豊かな緑と水に恵まれております。これらの自然環境は県民が健康で文化的な生活を営む上で不可欠のものであり、かけがえのない財産として次代に引き継いでいかなければなりません。そこで、絶滅の恐れのある野性動植物の生息・生育状況などをまとめた「千葉県レッドデータブック」を作成し、自然保護の普及・啓発に努めるとともに、本年6月施行の「千葉県環境影響評価条例」などに基づき、環境破壊の未然防止に努めます。また、昨年策定した「一般廃棄物処理マスタープラン」により、今後10年から15年を見据えた一般廃棄物の適正処理と広域処理を推進し、さらに、様々な環境問題に対応できる新技術の開発研究を民間企業と進めるなど、環境に配慮した社会づくりに努めてまいります。

一方、低迷する経済の活性化のため、「千葉県総合経済対策本部」を設置し、全庁挙げて各種対策に取り組んでいます。

厳しい財政状況にありますが、さらに行財政改革に取り組み、「県民福祉の向上」と「県土の均衡ある発展」に努めてまいります。

「21世紀は千葉の時代」です。県民の皆さまとともに、21世紀の千葉を拓いてまいりますので、千葉県環境保全協議会の皆さまにおかれましても、御支援、御協力をお願いいたします。

終わりに、貴協議会のますますの御発展と会員の皆さまのご多幸を心からお祈り申し上げます。新年のごあいさつといたします。

協議会活動について

1. 平成10年度事業報告（4月～12月）

	事 業	会 務
4月		・ 22日 平成9年度事業監査（自治会館）
5月		・ 8日 クリーンウェイスト'98担当者会議 （県庁環境部会議室） ・ 20日 平成10年度通常総会 （プラザ菜の花） ・ 26日 第1回部会連絡会（自治会館）
6月	・ 2日 第1回協定小委員会（教育会館） ・ 13日 環境分科会（大気）（幕張メッセ）	・ 1日 会報第59号編集委員会（自治会館） ・ 29日 クリーンウェイスト'98担当者会議 （県庁第一仮庁舎会議室）
7月	・ 2日 水質管理者研修会（中小企業会館） ・ 21日 廃棄物関係管理者研修会 （教育会館） ・ 22日、23日、24日 水質公害防止管理者試験受験講習会 （教育会館） ・ 28日 第2回協定小委員会 （教育会館） ・ 29日、30日、31日 大気公害防止管理者 試験受験講習会（自治会館）	・ 17日 クリーンウェイスト'98幹事会 （青雲閣） ・ 27日 クリーンウェイスト'98実行委員会 （自治会館）
8月	・ 17日 大気・粉じん管理者研修会 （プラザ菜の花） ・ 18日、20日、21日 水質公害防止管理者試験受験講習会 （教育会館） ・ 25日 第3回協定小委員会（教育会館） ・ 26日、27日、28日 大気公害防止管理者試験受験講習会 （教育会館）	・ 5日 クリーンウェイスト'98担当者会議 （県庁環境部会議室） ・ 17日 臨時総会（プラザ菜の花） ・ 17日 臨時理事会（プラザ菜の花）
9月	・ 3日、4日 騒音公害防止管理者試験受験講習会 （自治会館） ・ 10日、11日 振動公害防止管理者試験受験講習会 （自治会館） ・ 29日 廃棄物関係管理者研修会 （埼玉県東部清掃組合、アサヒビール（株））	・ 29日 クリーンウェイスト'98担当者会議 （県庁環境部会議室）

10月	・13日 第4回協定小委員会 (教育会館) ・21日 騒音・振動・悪臭管理者研修会 (教育会館) ・29日 大気第一線技術者研修会 (自治会館)	・13日 第2回部会連絡会 (自治会館) ・15日 クリーンウェイスト'98担当者会議 (プラザ菜の花) ・28日 クリーンウェイスト'98幹事会・実行委員会 (自治会館) ・29日 クリーンウェイスト'98担当者会議 (自治会館)
11月	・16日 統括者・主任管理者研修会 (ヴェルシオーネ若潮) ・16日 第5回協定小委員会 (ヴェルシオーネ若潮)	・6日 クリーンウェイスト'98大会 (青葉の森公園) ・16日 第1回理事会 (ヴェルシオーネ若潮) ・18日 会報第60号編集委員会 (教育会館)
12月	・22日 水質第一線技術者研修会 (自治会館)	

2. 平成10年度事業計画 (1月～3月)

	事業	会務
1月	・25日 第6回協定小委員会 (自治会館) ・27日 環境問題説明会 (自治会館)	・13日 公益法人検査 (自治会館) ・27日 第3回部会連絡会 (自治会館) ・27日 総務委員会 (自治会館)
2月	・19日 騒音・振動・悪臭第一線技術者研修会 (ISO14,001 事例発表等) (自治会館)	・1日 クリーンウェイスト'98担当者会議 (県環境部会議室) ・9日 クリーンウェイスト'98幹事会・実行委員会 (教育会館) ・24日 総務委員会 (自治会館)
3月	・11日 廃棄物関係管理者研修会 (ヴェルシオーネ若潮)	・3日 第4回部会連絡会 (自治会館) ・17日 第2回理事会 (プラザ菜の花)

クリーンウェスト

クリーンウェスト千葉'98 〈産業廃棄物適正処理推進大会〉

平成10年11月6日（金）午前10時より千葉市中央区青葉町の青葉の森公園・芸術文化ホールにおいて「クリーンウェスト千葉'98」が盛大に開催されました。

当日は県民をはじめ、関係団体、行政関係者等710名が参加し、優良事業場、適正処理推進功労者に対する表彰のほか、産業廃棄物の適正処理に関する取り組みの発表や産業廃棄物の焼却施設の建設計画をテーマにした演劇も上演され、大会宣言を採択して閉幕しました。

一方、会場の1階展示コーナーでは、千葉県の産業廃棄物の現状、処分場、不法投棄現場等のパネルの展示が行われましたが、川崎製鉄株式会社からサーモセレクト模型（ガス化熔融炉、全体・部分断面模型）、パネルの展示等を行い注目されました。

表 彰

1. 減量化・再資源化優良事業場

産業廃棄物の減量化・再資源化に積極的に取り組んでいる次の事業場（会員企業を掲載）

(1) 知事感謝状

サッポロビール株式会社 千葉工場
チッソ石油化学株式会社 五井製造所

(2) 大会会長感謝状

出光興産株式会社 千葉製油所
千葉畜産工業株式会社
富士石油株式会社 袖ヶ浦製油所

2. 産業廃棄物適正処理推進功労者（大会会長感謝状）

(1) 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物の排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等の業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績のあった次の方々

上園 力 様（三菱マテリアルシリコン株式会社）
小倉 茂 様（東邦シートフレーム株式会社 八千代工場）
鈴木 勲 様（日東紡績株式会社 千葉工場）
中田 靖治 様（三井化学株式会社 茂原工場）
松本 太一 様（株式会社フジクラ 佐倉工場）

事例発表

「醤油しぼりかすの燃料化ならびに製成工程の改善について」

キッコーマン株式会社 環境保護企画部課長 長原 歩氏

昭和62年から醤油醸造の副産物である、しぼり粕を燃料とした熱回収ボイラーを導入いたしました。今回、熱回収ボイラーによる粕の減量化ならびに製成工程の改善についての事例を紹介しました。

リレー訪問

第42回目になります企業訪問は、市原部会の電気化学工業（株）千葉工場にお願いいたしました。（編集委員会）

電気化学工業（株）千葉工場を訪ねて

電気化学工業（株）千葉工場

	取締役千葉工場長	伊 藤 東 氏
	環境保安部長	山 下 國 雄 氏
聞き手	協議会事務局主任主事	松 崎 容 子
		（以下 敬称略）



松崎 本日は、京葉臨海工業地帯の中程に位置します電気化学工業（株）千葉工場にお邪魔いたしました。



それでは早速ですが、会社の沿革からお話いただけますか。

伊藤 日本は、明治から昭和にかけて人口の増加に伴う米作の増産に励んできました。

デンカは大正4年（1915）、今から84年前に設立されたんです

が、水力発電を建設し、その電力を利用して、天然の石灰石からカーバイド及び、石灰窒素という化学肥料の製造を始めたのが最初なんです。

ですから、商標の軍配印も『天下泰平、五穀豊饒』を意味し、肥料が農産物の生産向上に役立つようお願いを込めて作られたと聞いています。

石灰窒素は、その当時は非常に大事な肥料だったんです。それを中心に福岡県大牟田工場、その後、

日本海の〈親しらず、子知らず〉という観光スポットがある、新潟県青海工場で生産を行っていました。と言いますのも、両工場とも電気（水力発電）と石灰石の確保が容易だからです。特に青海工場は、工場のすぐ裏が石灰石の山なんです。原料の確保ということを考慮した立地の上に当社はスタートしているんです。

その後、カーバイドアセチレンを原料とする有機合成化学に進出することになりました。

松崎 石灰窒素からアセチレン化学への転換は容易なんですか。

伊藤 元々、カーバイド（炭化カルシウム）が石灰窒素を造る原料なんです。このカーバイドに水を加えますとアセチレンガスが発生します。現在では、日本で化学工業と云ったら石油化学のことを指すような時代ですが、以前、昭和30年代より前ですかね。日本の有機化学はアセチレン化学という時代があったんですよ。

しかしながら、当社では、今でも青海工業で石灰窒素、クロロブレンといったものを生産しています。また、大牟田工場ではアセチレンブラック（乾電池に入っていて、電解液を良く吸収する）というものを造っているんですよ。

世界的にみてもアセチレン化学をやっているところは、そう多くはありません。現在でも青海工場でアセチレン化学がやれる理由は、先程お話ししましたように水力発電による安い電気を使えるこ

と、石灰石の入手が容易であるということからなんです。

松崎 工場は、千葉工場と今お話しに出てきました大牟田工場、青海工場の他にもあるのですか。

伊藤 群馬県渋川にございまして、工場は、国内に四か所、海外（シンガポール）一か所になります。

松崎 石油化学は千葉工場だけですか。

伊藤 はい。簡単にご説明しますと、青海工場は無機化学（セメントとセメントの特殊混和剤）とポパール、クロロブレンゴムといった有機化学。大牟田工場では無機化学。渋川工場では有機ファインケミカル（接着剤等）を造っています。

松崎 それぞれの工場が分業のように製品を造っていますね。

伊藤 そうなんです。それぞれの工場が比較的他社が造っていない製品を生産しているという大きな特長を持っています。千葉工場は石油化学ですから競争が激しいのですが（笑）。

松崎 千葉工場の操業はいつごろですか。

伊藤 京葉臨海工業地帯には、丸善、三井、出光、住友の四つの石油コンビナートがあります。これは世界的にも大変規模の大きいものです。

丸善コンビナートは1964年4月、日本で7番目の石油化学コンビナートとして操業を開始しました。当工場はその一翼を担うべく、1965年2月に操業を開始しています。

グループ各社は互いの設備をパイプラインで結び合うことによって、石油を効率的に活用して、それぞれ独自の化学製品を製造して



いるんです。

まず、コスモ石油（株）で精製したナフサを丸善石油化学（株）で熱分解して、それを基礎原料として宇部興産（株）がポリエチレン、チッソ石油化学（株）がポリプロピレン、当社がポリスチレン（スチレンモノマーを重合させたもの）を造っています。

松崎 ここでは、どれくらいの人が働いていらっしゃるんですか。

伊藤 工場敷地は約20万坪、その中に従業員約500名、協力会社の従業員約250名が働いています。

松崎 製品についてお話を願えますか。

伊藤 ここで製造される製品は大きく分けてスチレン系、酢酸ビニル系、塩化ビニル系の三つに分けられるんですが、その中でもスチレン系のものが一番多く生産されています。スチレンモノマーが50万トン。ひとつの工場で50万トンというのは日本最大になります。

スチレンモノマーの製造ですが、まず、圧縮された気体状のベンゼンとエチレンをアルキレーション反応設備、精製設備に通してエチルベンゼンを造ります。このエチルベンゼンを更に脱水素反応設備、精製設備に通して出来上がるんですが、今では、材料工学、プロセス工学などの英知によって、廃熱回収率90%以上の省エネルギー化と安全設計が図られています。

スチレンモノマーの大部分はポリスチレン連続重合プロセスによって、重合・脱揮・造粒を経て、商品名『デンカスチロール』と云っているポリスチレンになります。また、更にスチレンモノマー

はABS樹脂、クリアレンなどの原料としても利用されています。

出来上がった製品は加工され、成型されて色々なところで日常的に使われていますから、松崎さんもきっとどこかで当社の製品をお使いのことでしょう。

松崎 例えば、こういったものがどんなところで使われているのですか。

伊藤 家電や食品包装分野では、成型加工性に最も優れている代表的プラスチック『デンカスチロール』がテレビ、ビデオデッキ、音響機器、食品トレイなどに使われています。

自動車にも軽量化、加工性に優れた高機能性樹脂『マレッカ』、特殊ゴム『デンカER』などが内装、外装、部品などの様々な箇所に使われています。

OA機器には、十分な絶縁性と強度を持つ『デンカABS』がパソコンやワープロ、多機能電話機といったものに欠かすことができません。

食品流通分野では、軽量、安全、衛生面で高い評価を集めている『デンカサーモシートOPS』、『クリアレン』が食品容器や包装用フィルムとして使われています。スーパーマーケットなどで手にしているはずですよ。

塗料・接着剤の分野では、酢酸ビニル。その酢酸ビニルを原料とした『デンカEVAテックス』が高機能性を発揮しています。

そのほか、建築分野でも難燃性、耐候性に優れた『デンカビニール』が、パイプ、雨どいなどに使われています。

松崎 本当に生活の中のあらゆるところ

で、知らずに使っているものですね。品質管理にもご苦労が多いことと思います。

伊藤 当工場では、ISO9000はすでに取得しておりますし、また、本年4月を目途に、工場を挙げてISO14000の取得を目指しています。

松崎 ISO14000は、今のところ県内で40工場近くが取得されているようですが、環境管理についてはどういった配慮をなされているのですか。

山下 千葉工場では、建設当初から公害防止に積極的に取り組んできました。産業廃棄物の処理では、低公

害型焼却炉設備を設置し、工場から出る可燃物の処理を可能にしました。水質についても総合排水処理設備は一日、1万3千トンの排水を処理し、東京湾に放流しています。また、

工場敷地内の緑化促進にも力を注ぎ、千葉県からは“緑化優良事業場”としての表彰も受けています。

最近では、リサイクルにも力を入れ、廃水処理汚泥を有機肥料として利用することを一部取り入れています。

伊藤 「容器包装リサイクル法」(正式名 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)、「家電リサイクル法」(正式名 特定家庭用機器再商品化法)等が制定され、単に公害を出さないという時代から、製品が工場を出てからも私たちは環境保全に努めなくてはならなくなってきています。私たちには、製品の開発にしても生産にしても、それから製品の物

流の安全にしても化学物質全体にわたる責任があると考えているんです。

山下 当社では、日本化学工業協会の基本方針に従って、『レスポンシブル・ケア(責任ある配慮)』活動も実施しています。レスポンシブル・ケアとは、私どものように化学物質を製造しているところが、自己決定、自己責任の原則に基づいて、化学物質の開発から製造・流通・使用・廃棄に至るまで、環境と安全の確保を目指し、対策を講じ、改善を図っていく自主管理活動のことです。

松崎 この管理棟の入口のところにも『日本化学工業協会安全努力賞』と刻んだ記念碑が建っていましたが…。

伊藤 ここでは、自主的に〈安全と仕事の改善〉をテーマとしたステップAC運動というものを展開してまして、小集団活動や研修会活動を通して、事故災害の防止、作業方法の改善などを推進しているんです。入口のところの記念碑は、無災害が2000日を越えたとき、それまでの活動が評価され、賞を頂いたとき記念に建てたものなんです。そのほかにも全国初の『消防庁官賞』なども受賞しているんですよ。

松崎 多岐にわたって色々な化学製品をお造りになっていらっしゃいますから、製品の品質管理、工場の設備管理、安全管理にと大変ご苦労が多いことがよくわかりました。

環境と安全は、みんなの理解が必要なんですね。

本日は、どうもありがとうございます。

行政法令動向

千葉県環境影響評価条例施行規則について

平成10年6月19日付けで公布した千葉県環境影響評価条例の対象事業の規模要件等を定めた千葉県環境影響評価条例施行規則を平成10年12月18日付けで公布した。

その概要は以下のとおりである。

- 1 第1条 規則制定の趣旨
- 2 第2条
 - ①基本事業の要件及び事業規模を事業の種類ごとに別表第1に規定。
 - ②基本事業が、アセス対象となる公有水面の埋立て又は土砂等の埋立て等の事業を伴うときは、当該基本事業のアセスは埋立て部分を除いて実施（埋立て部分は埋立て事業としてアセスが実施される。）
- 3 第3条 第1項…複合開発事業の要件（事業群内の各事業の関連性の要件）として、
 - ①第1号…事業群内の各事業が進入路等の施設を共用する関係にあるか又は実施区域が互いに接していること。
 - ②第2号…事業群内の各事業の工事着手予定時期が5年以内の期間内にあること。
 - ③第3号…事業群内の各事業の事業者が同一であるか又は親会社と子会社の関係にあること（国・地方公共団体の場合は出資法人）。第2項…複合開発事業の規模の要件として、

以下の算式により得た数値の合計が1以上であること（事業群内の各事業の面積の合計が一の基本事業と同程度以上となること）。

$$\frac{A}{50} + \frac{B}{75} + C$$

※①A、Bは事業群内の各事業の面積で、
A：同種の基本事業の規模要件が50ha以上のもの
B：同種の基本事業の規模要件が75ha以上のもの
②Cは、事業群内に基本事業又は法対象事業が含まれる場合には1、含まれない場合には0。

第3項…複合開発構成事業の規模要件を別表第1に規定（同種の基本事業の規模要件の1/2以上の規模）。
- 4 第4条 第1項…関連対象事業の規模要件を別表第1に規定（同種の基本事業の規模要件の1/2以上の規模）。
第2項…関連対象事業の要件として、
 - ①第1号…親事業と進入路等の施設を共用する関係にあるか又は実施区域が接していること。
 - ②第2号…工事着手予定時期が親事業のものと5年以内の期間内にあること。

- ③第3号…事業者が親事業の事業者と同一か又は親会社と子会社の関係にあること（国・地方公共団体の場合は出資法人）。
- 5 第5条…準備書の提出期限となる許可等の申請行為として別表第2（略）のとおり規定（都市計画アセスとなる場合の準備書提出時期は都市計画の案の縦覧）。
- 6 第6条…対象港湾計画の要件として、
 ①第1号…250ha以上の埋立て又は掘り込みを伴う港湾計画の決定
 ②第2号…250ha以上の埋立て又は掘り込みを伴う港湾計画の変更（変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）
- 7 附 則 第1項…施行期日（第5条及び別表第2は条例の全部施行日（平成11年6月12日）から。それ以外の規定は公布の日から。）
 第2項…廃棄物焼却等施設の規模要件を規則施行日から平成12年11月30日までの間300t以上とする経過措置
 第3項…第2項の取扱いの設けたことに伴う経過措置（平成12年12月1日までに廃掃法の許可等を終えた100t以上300t未満の施設は同日以後もアセス対象とならない。）
- 8 別表第1（抄）（第2条関係：基本事業の要件・事業規模）

1 道路の新設又は改築	①4車線以上の自動車専用道路の新設又は改築 ②4車線7.5km以上の国道の新設又は改築 ③4車線10km以上の県道・市町村道・農道の新設又は改築 ④幅員6.5m延長10km以上の林道の開設又は改良 ⑤自然公園等の区域内での2車線以上の道路の新設又は改築
2 河川工事	①貯水面積75ha以上のダムの新築 ②湛水面積75ha以上の堰の新築又は改築 ③土地改変面積75ha以上の湖沼水位調節施設の新築 ④土地改変面積75ha以上の放水路の新築
3 鉄道又は軌道の建設又は改良	①5km以上の普通鉄道の建設又は改良 ②5km以上のモノレールの建設又は改良 ③5km以上の軌道の建設又は改良
4 飛行場及びその施設の設置又は変更	①1,875m以上の滑走路の新設を伴う飛行場の設置又は変更 ②滑走路を375m以上延長し、延長後1,875m以上となる飛行場の変更
5 発電用電気工作物の設置又は変更	①出力2.25万kw以上の水力発電所の設置又は変更 ②出力15万kw以上の火力発電所の設置又は変更

6 廃棄物最終処分場の設置又は変更	①埋立処分面積 4 ha以上の設置 ②埋立処分面積が 2 ha以上増加し、増加後 4 ha以上となる規模の変更
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓	40ha以上
8 土地区画整理事業	①主として住宅・工場・研究施設の設置：50ha以上 ②上記以外：75ha以上
9 新住宅市街地開発事業	75ha以上
10 工業団地造成事業	50ha以上
11 新都市基盤整備事業	75ha以上
12 流通業務団地造成事業	75ha以上
13 宅地開発事業	①主として住宅・工場・研究施設の設置：50ha以上 ②上記以外：75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業	①75ha以上の総合遊園地等 ②18ホール以上のゴルフ場の新設 ③ゴルフ場の 9 ホール以上の増設
15 工場の新設又は増設	排水量 1 万 m ³ /日又は燃料使用料 20t/日以上の新設又は増設
16 終末処理場の新設又は増設	敷地面積 15ha又は計画処理人口 20万人以上の新設又は増設
17 し尿処理施設の新設又は増設	処理能力 250kl/日以上の新設又は増設

18 廃棄物焼却等 施設の新設又は 増設	①処理能力100t／日以上の焼却施設の新設又は増設 ②処理能力100t／日以上の溶融施設の新設又は増設
19 砂利等採取事 業	採取場の区域の面積30ha以上
20 土砂等の埋立 て等の事業	①自然公園等の区域内：10ha以上 ②自然公園等の区域外：40ha以上

小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類 及びばいじん排出抑制指導要綱について

千葉県環境部大気保全課

ダイオキシン類は人体への摂取経路が多様であり、影響も発癌性や催奇形性など多岐にわたるといわれています。

ダイオキシン類はそのほとんどが廃棄物焼却炉から排出されているとされており、平成9年8月から大気汚染防止法、廃棄物処理法において規制が開始されたところです。

規制は、一定規模以上の廃棄物焼却炉についてダイオキシン類の排出濃度に係る規制基準や燃焼温度を800度以上にするなどの構造および維持管理基準が適用されるものです。

ところが、法の規制対象未満の焼却炉は、一般に燃焼温度を十分上げる設備や排ガス処理設備がないなど一般県民の生活環境の近くで使われるにもかかわらずダイオキシン類対策が講じられていない例が多く見受けられます。

このため、千葉県では法律の規制がかからない小型の焼却炉等について、ダイオキシン類の排出を抑制するため平成10年8月31日に指導要綱を制定し、一定規模以上の焼却炉の設置等の届出、ダイオキシン類等の指導基準の遵守を義務付けるとともに、10月26日には要綱の規定により構造・維持管理に関する指針を定めました。

指導要綱は、平成10年12月1日から施行されておりますが、既設の小規模焼却炉については、平成11年2月28日までに使用届出が必要となります。

大気汚染防止法の政令市内に設置される施設については、政令市（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、市原市）において届出等の事務を行います。

問合せ先	環境部大気保全課	TEL 043 (223) 3804又は3840
	ホームページ	http://www.wit.pref.chiba.jp
	FAX情報サービス	TEL 043 (223) 0551

小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小規模廃棄物焼却炉等からのダイオキシン類（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）附則第3項第4号に掲げる物質をいう。以下同じ。）及びばいじん（以下「ダイオキシン類等」という。）の排出を抑制するために必要な事項を定め、もって大気汚染を防止し、生活環境の保全を図ることを目的とする。

(対象施設)

第2条 この要綱の対象施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる施設であって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項及び第7条に規定する施設のうちの焼却施設に該当しないもの。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設のうち焼却施設であって、大気汚染防止法施行令別表第1の13の項に掲げる施設に該当しないもの。
- (3) 廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が50kg/時以上200kg/時未満であるか火格子面積又は火床面積が0.5m²以上2m²未満であるもの。（第2号に掲げるものを除く。以下「小規模廃棄物焼却炉」という。）
- (4) 廃棄物焼却炉のうち、焼却能力が50kg/時未満であり、かつ、火格子面積又は火床面積が0.5m²未満であるもの。（第2号に掲げるものを除く。）

(設置者の責務)

第3条 前条各号に掲げる施設の設置者は、廃棄物の分別、リサイクルを徹底することにより、焼却量を極力減らし、ダイオキシン類等の排出抑制に努めなければならない。

(指導規準)

第4条 第2条第2号及び第3号に掲げる施設の設置者は、別表に掲げるダイオキシン類等の排出濃度に係る指導基準を遵守するものとする。

2 第2条第4号に掲げる施設の設置者は、ダイオキシン類等の排出抑制が困難となるような焼却を行わない等ダイオキシン類等の排出抑制に努めなければならない。

(小規模廃棄物焼却炉の設置届出)

第5条 小規模廃棄物焼却炉を設置しようとする者は、工事着手予定日の30日前までに、様式第1により千葉県知事（大気汚染防止法施行令第13条第1項に掲げる市（以下「政令市」という。）に設置する場合は、その市長。以下第10条及び第13条を除き「知事」とあるのは政令市にあっては「市長」と読み替えるものとする。）に次の事項を届け出るものとする。

- (1) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (2) 小規模廃棄物焼却炉の構造
- (3) 小規模廃棄物焼却炉の使用の方法
- (4) ばい煙の処理の方法

(小規模廃棄物焼却炉の使用届出)

第6条 この要綱の施行の際に現に小規模廃棄物焼却炉を使用している者は、様式第1により施行日から90日以内に前条各号に掲げる事項を知事に届け出るものとする。

(小規模廃棄物焼却炉の変更届出)

第7条 前2条の規定による届出をした者は、第5条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更の30日前までに様式第1により知事に届け出るものとする。

(小規模廃棄物焼却炉の廃止届出)

第8条 前3条の規定による届出に係る小規模廃棄物焼却炉を廃止したときは廃止後速やかに様式第2により知事に届け出るものとする。

(自主測定)

第9条 第2条第1号から第3号までに掲げる施設の設置者は、当該焼却炉に係る排出ガス中のダイオキシン類等の濃度を年1回以上測定し、その記録を3年間保存するものとする。

(指導・啓発)

第10条 知事は、第2条第1号及び第3号に掲げる施設の構造及び維持管理に関して必要な事項を定めることができる。

第11条 知事は、第5条、第6条及び第7条の届出があった場合において、この要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、必要な指導をすることができる。

第12条 知事は、第2条第1号から第3号までに掲げる施設に係る届出事項、指導基準の遵守状況、自主測定の記録を確認し、必要な指導を行うことができる。

第13条 知事は、第2条各号に掲げる施設の設置者に必要な情報を提供し、ダイオキシン類等の排出抑制について啓発に努めるものとする。

(適用除外)

第14条 この要綱の規定は、大気汚染防止法（昭和43年6月10日法律第97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和46年法律第137号）が適用される事項については適用しない。

2 この要綱の規定は、千葉市の区域に設置される施設については適用しない。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成10年12月1日から適用する。

(経過措置)

2 小規模廃棄物焼却炉に係る第9条の自主測定及び記録・保存の規定は、当分の間ダイオキシン類については適用しない。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りで

ない。

別表（第4条第1項関係）

項 目	平成10年12月1日以降設置されるもの	平成10年11月30日までに設置されたもの	
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ _N)	5	平成14年12月1日から	平成11年9月1日から 平成14年11月30日まで
		10	80
ばいじん (g/m ³ _N)	0.15	平成12年4月1日から	平成11年9月1日から 平成12年3月31日まで
		0.25	0.5

備考 この表に掲げるダイオキシン類及びばいじんの濃度は、次の式により算出された濃度とする。

$$C = \frac{9}{21 - O_s} \times C_s$$

この式において、C、O_s、C_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C ダイオキシン類の濃度（単位 ng-TEQ/m³_N）

又はばいじんの濃度（単位 g/m³_N）

O_s 排ガス中の酸素濃度（当該濃度が20パーセントを越える場合にあっては、20パーセントとする。）（単位 %）

C_s ダイオキシン類については、平成9年10月環境庁「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に定める方法により測定されたダイオキシン類の濃度を温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したもの（単位 ng-TEQ/m³_N）。

ばいじんについては、日本工業規格Z 8 8 0 8に定める方法によりばいじんの濃度を温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算したもの（単位 g/m³_N）

小規模廃棄物焼却炉等の構造及び維持管理に関する指針

平成10年10月26日

この指針は、小規模廃棄物焼却炉等の設置・維持管理に当たって、ダイオキシン類、ばいじんの排出抑制のための廃棄物焼却炉の構造、維持管理に関する事項を「小規模廃棄物焼却炉等に係るダイオキシン類及びばいじん排出抑制指導要綱」（以下「指導要綱」という。）第10条の規定により定めたものである。

I 小規模廃棄物焼却炉等の構造

1 燃焼室

- (1) 外気と遮断され、廃棄物の性状に見合った耐火性・耐熱性を有する材料で全面を囲われていること。
- (2) 燃焼に必要な空気を安定して供給できる設備（流量調整可能なもの）を備えること。
- (3) 燃焼ガスの温度を速やかに800℃以上に上昇させて、その温度を保つことのできる助燃設備を備えること。
- (4) 燃焼ガスが800℃以上の温度を保ちつつ、十分な時間滞留できる構造であること。
- (5) 燃焼ガスの温度を連続して測定できる温度計及び記録装置が設置されていること。

2 排ガス処理設備

- (1) ばいじん等を除去する排ガス処理設備を設置すること。
- (2) 排ガス処理設備に流入する排ガス温度を概ね200℃以下にする設備を設置すること。（装置内で概ね200℃以下にできる場合は除く。）
- (3) (2)を監視するための連続測定できる温度計を設置すること。

3 煙突等

- (1) 煙突の位置、高さについて、周辺の状況を配慮したものとする。
- (2) 排ガス測定口を設置すること。

II 小規模廃棄物焼却炉等の維持管理

1 廃棄物の投入

- (1) 廃プラスチック類等ダイオキシン類発生の恐れのあるものを取り除いたものを焼却すること。
- (2) 処理能力を超えた廃棄物を投入しないこと。

2 燃焼室

- (1) 運転開始時に助燃装置を作動させる等により、燃焼室内の温度を800℃以上に速やかに上昇させること。
- (2) 燃焼室内の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。

- (3) 運転停止時には、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。

3 排ガス処理

- (1) 排ガス処理設備を適正に作動させること。
- (2) 集じん機等に流入する排ガスの温度を概ね200℃以下に冷却すること。(装置内で概ね200℃以下にできる場合は除く。)
- (3) 排ガス処理設備、排ガス冷却設備に堆積したばいじんを除去すること。

4 運転管理者の選任等

- (1) 焼却炉の適正な維持管理のため運転管理者を選任し、常駐させること。
- (2) 燃焼室燃焼ガスの温度、集じん機に流入する燃焼ガスの温度、廃棄物の焼却量等を記録した運転日誌を3年間保存すること。

III 適用期日及び適用項目

別表のとおり

IV その他

指導要綱第4条第1項の指導基準を遵守できることを設置者が明らかにし、かつ、知事が相当と認めた場合にはこの指針の一部について適用しないことができる。

別表 小規模廃棄物焼却炉等の構造及び維持管理に関する指針の適用期日及び適用項目

1 逐次投入方法 二次燃焼室あり

(構造)

設 備	指針の 番 号	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)			備 考
				H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1	
一次燃焼室	1 (1) (2) (5)	燃焼室 外気遮断、耐火性・耐熱性材料 空気安定供給設備 (流量調整) 連続温度計	○ △ △	○		△	
二次燃焼室	1 (1) (2) (3) (4) (5)	燃焼室 外気遮断、耐火性・耐熱性材料 空気安定供給設備 (流量調整) 助燃設備 800℃以上で十分な時間滞留できる構造 連続記録式温度計	○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○	
排処理 ガス設備	2 (1) (2) (3)	排ガス処理設備 集じん設備 流入排ガスを概ね200℃とする排ガス冷 却設備 連続温度計	○ △ ○		○	△ △	
煙突等	3 (1) (2)	煙突等 煙突の位置、高さの周辺配慮 排ガス測定口	○ ○	○ ○*			

*既設の測定口については、H11.11.30までに設置

△あれば望ましい施設

(維持管理)

作 業	指針の 番 号	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)		
				H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1
投 入	1 (1) (2)	投入 廃プラスチック類の除去 処理能力以内の焼却	○ ○	○ ○		
一 次 燃 焼	2 (3)	燃焼室 運転停止時に、燃焼室の温度を高温に保ち、廃棄 物を燃焼し尽くす	○			○
二 次 燃 焼	2 (1) (2)	燃焼室 運転開始時の炉内温度を800℃以上に上昇 燃焼室内の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ	○ ○			○ ○
排ガス 処 理	3 (1) (2) (3)	排ガス処理 排ガス処理設備を適正に作動させること 流入排ガスの温度を概ね200℃以下に冷却 設備に堆積したばいじんを除去する	○ △ ○		○	△
運 転 管 理	4 (1) (2)	運転管理者の選任等 運転管理者を選任し、常駐させる 温度の記録、運転日誌の保存	○ ○	○ ○		

△対応する設備がある場合

2 逐次投入方式 二次燃焼室なし (構造)

設 備	指針の	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)			備 考
	番 号	構造及び維持管理に関する 指 針 の 適 用 期 日	設置と同時に	H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1	
燃 焼 室	1	燃焼室					
	(1)	外気遮断、耐火性・耐熱性材料	○	○			
	(2)	空気安定供給設備 (流量調整)	○			○	
	(3)	助燃設備	○			○	
	(4)	800℃以上で十分な時間滞留できる構造 (廃棄物の投入等により燃焼室の温度が 800℃未満に低下しない構造であるこ と)	○			○	
	(5)	連続記録式温度計	○			○	
排 処 理 ガ ス 設 備	2	排ガス処理設備					
	(1)	集じん設備	○		○		
	(2)	排ガス冷却設備	△			△	
	(3)	連続温度計	○			△	
煙 突 等	3	煙突等					
	(1)	煙突の位置、高さの周辺配慮	○	○			
	(2)	排ガス測定口	○	○*			

*既設の測定口については、H11.11.30までに設置

△あれば望ましい施設

(維持管理)

作 業	指針の	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)		
	番 号	構造及び維持管理に関する指針の適用期日	設置と同時に	H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1
投 入	1	投入				
	(1)	廃プラスチック類の除去	○	○		
	(2)	処理能力以内の焼却	○	○		
燃 焼	2	燃焼室				
	(1)	運転開始時の炉内温度を800℃以上に上昇	○			○
	(2)	燃焼室内の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ	○			○
	(3)	運転停止時に、燃焼室の温度を高温に保ち、廃 棄物を燃焼し尽くす	○			○
排ガス 処 理	3	排ガス処理				
	(1)	排ガス処理設備を適正に作動させる	○		○	
	(2)	流入排ガスの温度を概ね200℃以下に冷却	△			△
	(3)	設備に堆積したばいじんを除去する	○	○		
運 転 管 理	4	運転管理者の選任等				
	(1)	運転管理者を選任し、常駐させる	○	○		
	(2)	温度の記録、運転日誌の保存	○	○		

△対応する設備がある場合

3 ガス化炉 一括投入型 二次燃焼室あり (構造)

設 備	指針の 番 号	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)			備 考
		構造及び維持管理に関する 指 針 の 適 用 期 日	設置と同時に	H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1	
一 次 燃 焼 室	1	燃焼室					
	(1)	外気遮断、耐火性・耐熱性材料	○	○			
	(2)	空気安定供給設備 (流量調整)	△			△	
	(5)	連続温度計	△				
二 次 燃 焼 室	1	燃焼室					
	(1)	外気遮断、耐火性・耐熱性材料	○	○			
	(2)	空気安定供給設備 (流量調整)	○			○	
	(3)	助燃設備	○			○	
	(4)	800℃以上で十分な時間滞留できる構造	○			○	
	(5)	連続記録式温度計	○			○	
排 処 理 ガ ス 設 備	2	排ガス処理設備					
	(1)	集じん設備	○		○		
	(2)	流入排ガスを概ね200℃とする排ガス冷却設備	△			△	
	(3)	連続温度計	○			△	
煙 突 等	3	煙突等					
	(1)	煙突の位置、高さの周辺配慮	○	○			
	(2)	排ガス測定口	○	○*			

*既設の測定口については、H11.11.30までに設置

△あれば望ましい施設

(維持管理)

作 業	指針の 番 号	小規模廃棄物焼却炉の設置時期 (新設・既設の区分)	H10.12.1以降 設置 (新設)	H10.11.30までに設置 (既設)		
		構造及び維持管理に関する指針の適用期日	設置と同時に	H10. 12. 1	H12. 4. 1	H14. 12. 1
投 入	1	投入				
	(1)	廃プラスチック類の除去	○	○		
	(2)	処理能力以内の焼却	○	○		
一 次 燃 焼	2	燃焼室				
	(3)	運転停止時に、燃焼室の温度を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くす	○			○
二 次 燃 焼	2	燃焼室				
	(1)	運転開始時の炉内温度を800℃以上に上昇	○			○
	(2)	燃焼室内の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ	○			○
排 ガ ス 処 理	3	排ガス処理				
	(1)	排ガス処理設備を適正に作動させること	○		○	
	(2)	流入排ガスの温度を概ね200℃以下に冷却	△			△
	(3)	設備に堆積したばいじんを除去する	○	○		
運 転 管 理	4	運転管理者の選任等				
	(1)	運転管理者を選任し、常駐させる	○	○		
	(2)	温度の記録、運転日誌の保存	○	○		

△対応する設備がある場合

小規模廃棄物焼却炉に係る届出書の種類と必要な書類

届出の種類 (要 綱)	届出の 時 期	届 出 に 必 要 な 書 類		備 考
		届出様式	添付書類（折り込み等でA 4にしたもの）	
設 置 届 (第5条)	工事着 手 の 30 日 前 に	様式 1 (A 4)	①工場・事業場への案内図 ②工場・事業場の場内配置図 ③焼却炉の構造と寸法を記入した概要図 ④ばい煙処理施設の構造と寸法を記入した概要図（煙突図面を含む） ⑤排ガス測定孔の設置箇所を示した図面 ⑥施設の使用の方法、処理の方法の欄に記載した濃度の裏付けとなるばい煙測定結果 ⑦ガス化炉にあっては、温度変化曲線	1 ①②については、市販の 地図等の複写で可 (道路地図、動態図) 2 ③～⑤について、メー カーの図面パンフレット等の 写しを使用既設で図面が無 い場合は、設置者が測定し た略図 3 ⑥については、測定結果 がある場合に結果を添付 し、濃度を記載 4 ⑦は実験データ等で可。
使 用 届 (第6条)	平成11 年2月 28 日 までに			
変 更 届 (第7条)	変更の 30日前 までに		①変更内容を説明する書類 ②変更部分を示す図面又は書類	変更内容が「工場又は事業場 の名称・所在地」「施設の構 造」「施設の使用の方法」「ば い煙の処理の方法」の場合
廃 止 届 (第8条)	廃止後 速 や か に	様式 2 (A 4)		
承 継 届	承継後	別記様式 (A 4)	①承継のもととなる施設の設置又は使用届 出書の写し	承継後おおむね30日以内

届出部数

2部を作成し、それぞれ押印し提出します。

審査後1部が設置者に返還されます。

水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める 条例（上乗せ条例）の一部改正について

千葉県環境部水質保全課

水質汚濁防止法では、同法に定める排水基準（全国一律基準）によっては、水質の保全を図ることが十分でないと認められる区域について、都道府県がより厳しい排水基準を条例（上乗せ条例）で定めることができるとされており、本県では、昭和46年12月に上乗せ条例を制定して以来、公共用水域の水質改善を図るため逐次改正を行いながら運用してきたところである。

今回、水質汚濁に係る環境基準の達成状況が低い東京湾、印旛沼及び手賀沼の水質汚濁防止対策の推進を図るため、当該流域を中心に上乗せ条例の一部改正を行うとともに、同法を補完するために制定した千葉県環境保全条例についても、印旛沼及び手賀沼流域について施行規則の一部改正を行った。

なお、当該改正条例及び改正規則については、平成10年10月16日に公布され、平成11年4月1日から施行されることとなった。

上乗せ条例の改正内容の概要は次のとおりである。

(1) 東京湾流域の特定事業場に対する窒素・磷の排水基準の設定について

☆ 東京湾の富栄養化対策のため、上乗せ条例の排水基準（現行は排水量 30m^3 /日以上 の特定事業場に対しBOD、COD、SS等を適用）に窒素含有量と磷含有量を加え、規制の強化を図った。

なお、この排水基準は、東京湾の富栄養化対策として、窒素・磷の汚濁負荷量の削減を図るため、昭和57年から4次にわたり策定し運用してきた『東京湾富栄養化対策指導指針』に基づく「りん及び窒素に係る水質管理目標値」を基本として設定したものである。

また、排水処理技術が確立されていないなど適正な排水処理を行うまでに更に時間を要する業種については、期限を定めて暫定基準を設定した。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 排水基準：既設と新設別、業種又は施設別、排水量別に設定。2 既設対策：改善のための経過措置期間（排水量50m^3/日以上 の特定事業場は施行日から6か月間、30m^3/日以上50m^3/日未満の特定事業場は1年間）、業種又は施設によって暫定基準（経過措置期間後、平成16年3月31日までの間に適用）を設定。 |
|--|

（排水基準及び暫定基準は、対象事業場あて送付済（印旛沼・手賀沼流域も同じ））

(2) 印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場に対する排水基準の設定について

☆ 印旛沼、手賀沼の流入汚濁負荷の削減のため、上乘せ条例の規制対象（現行は、排水量 $30\text{m}^3/\text{日}$ 以上の特定事業場）に小規模（排水量 $10\sim 30\text{m}^3/\text{日}$ ）な特定事業場を加え、BOD、COD、SS、窒素含有量、リン含有量等について規制の強化を図った。

なお、小規模事業場が対象であるため、基準適用事業場に暫定基準を設定した。

- 1 排水基準：既設と新設別、業種又は施設別に設定。
- 2 既設対策：改善のための経過措置期間（施行日から1年間）、暫定基準（経過措置期間後、平成14年3月31日までの間に適用）を設定。

(3) その他

☆ 政令の改正等に伴う特定施設の追加と排水基準の変更を行った。

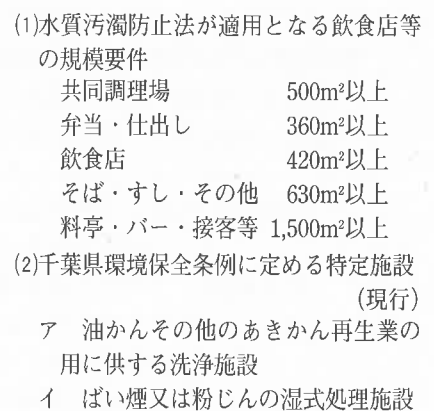
- 1 みなし浄化槽（201～500人槽）の処理能力向上に伴う新設基準の強化。
- 2 水質汚濁防止法施行令の改正に伴う特定施設の追加。
 - ① 廃棄物焼却施設、② PCB処理施設
- 3 『畜産関係排水処理施設』の基準の見直し。（『畜産農業等』との整合を図る。）

[参考] 千葉県環境保全条例施行規則の一部改正について

☆ (2)の印旛沼、手賀沼流域の小規模事業場対策に付帯して、同流域について、千葉県環境保全条例の排水基準が適用される特定事業場の規模要件を、現行の排水量 $30\text{m}^3/\text{日}$ 以上から $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上に引き下げるとともに、特定施設についても、水質汚濁防止法の特定施設の規模要件に満たない「飲食店等のちゅう房施設」を新たに追加し、規制の強化を図った。

なお、飲食店等が対象であるため、基準適用飲食店等に暫定基準を設定した。

- 1 追加特定施設：水質汚濁防止法の特定施設の規模要件未満で総床面積 100m^2 以上の飲食店等に設置されるちゅう房施設。
- 2 排水基準：『空き缶再生業の用に供する洗浄施設』など現行の規則に掲げられている特定施設を設置する特定事業場については、排水量 $30\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場は現行のとおりとし、 $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上 $30\text{m}^3/\text{日}$ 未満の事業場は、『飲食店等のちゅう房施設』を設置する特定事業場で排水量 $10\text{m}^3/\text{日}$ 以上の事業場に適用するために新たに設定する排水基準を適用する。
- 3 既設対策：改善のための経過措置期間（施行日から1年間）、暫定基準（経過措置期間後、平成14年3月31日までの間に適用）を設定。



マニフェストシステムの実施について

千葉県環境部産業廃棄物課

「廃棄物処理法」の改正により、産業廃棄物の処理を他人に委託するすべての排出事業者は、平成10年12月1日から産業廃棄物の移動を管理する産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付が義務付けられました。

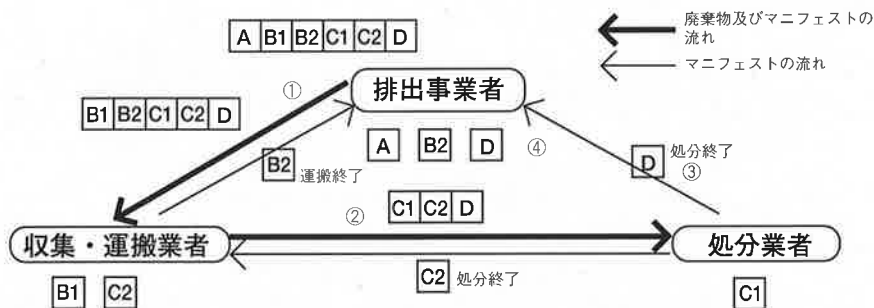
排出事業者は、以下のような管理票に必要な事項を記入して、産業廃棄物と併せて収集運搬業者に引き渡すことになりました。

マニフェストは原則として6枚複写のものを使用します。

★マニフェスト

★マニフェストの仕組み

注）上記図式は、（社）全国産業廃棄物連合会で作成したものを示しています。



- ①排出事業者から産業廃棄物が排出され、収集運搬業者に引き渡されます。
排出事業者の元に排出事業者保存票（A票）を残し、残り5枚を収集運搬業者に渡します。
- ②収集運搬業者が処分業者まで産業廃棄物を運搬し、引き渡します。
運搬終了票（B2票）が収集運搬事業者から排出事業者に送られ、その控え（B1票）を収集運搬業者が保管し、残り3枚を処分業者に引き渡します。
- ③処分業者が産業廃棄物の処分を行います。
処分終了票（D票、C2票）が処分業者から排出事業者、収集運搬業者にそれぞれ送られます。その控え（C1票）が処分業者に残されます。
- ④排出事業者は、送付されてきた運搬終了票（B2票）及び処分終了票（D票）により、排出した産業廃棄物が適正に処分されたことを確認します。

＜その他の注意事項＞

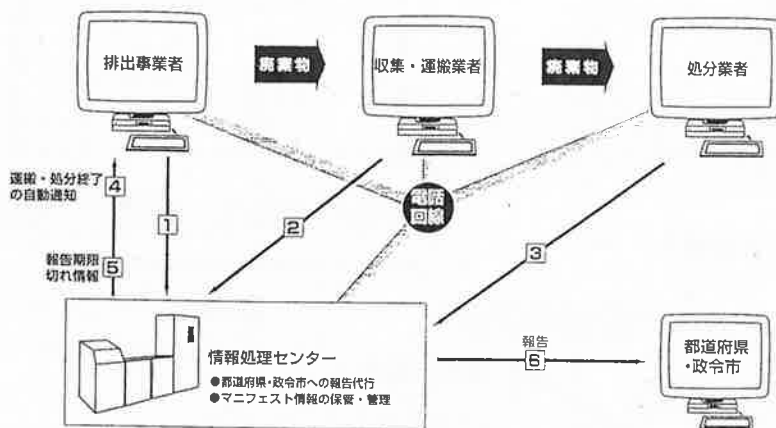
- マニフェストの交付者は返送されたマニフェスト（A、B2、D票）を5年間保存します。
- 排出事業者は、マニフェストの交付状況等について毎年度県に報告します。
（毎年、前年度の実績を6月30日までに事業場の所在地を管轄する保健所に報告書を提出します。）
- 排出事業者は、マニフェストを交付してから一定期間内（産業廃棄物は90日、特別管理産業廃棄物は60日）に運搬や処分の終了を表すマニフェストが送られてこない場合は、その状況を把握し、保健所へ報告する義務があります。

☆電子マニフェストについて

排出事業者は、紙の管理票ではなく電子情報を利用したマニフェスト制度を選択することも可能です。

この場合あらかじめ情報処理センター*と排出事業者、収集運搬業者、処分業者が契約することが必要です。

★電子マニフェスト



1 産業廃棄物の引渡し時

排出事業者：パソコンに必要事項を入力して情報処理センターに登録します。

2 運搬の終了時

収集運搬業者：パソコンで情報処理センターに運搬終了を報告します。
（センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知）

3 処分の終了時

処分業者：パソコンで情報処理センターに処分終了を報告します。
（センターは、これを排出事業者のパソコンに自動通知）

- 紙の管理票の照合や確認の事務がパソコン端末上で可能となり、事務量が軽減されます。また、事業者には、紙の管理票の保管や都道府県知事への報告義務がかからなくなります。

*情報処理センター：「廃棄物処理法」に基づき電子マニフェストを取り扱う情報処理センターとして、（財）日本産業廃棄物処理振興センター（電話 03-3487-3381）が指定されている。
問い合わせ先：千葉県環境部産業廃棄物課又は最寄りの保健所

電話 043-223-2683

なかったら、つくる。出光の「つぎのこと」。

私たちの仕事はどんな時代にもお客様に喜ばれる商品やサービスをいち早くカタチにすること。
これまでも、これからも変わらない出光のスタイルです。

'83年 出光無鉛金アポロガソリン

人と自然環境のための無鉛化を達成。さらに'87年には夢の100オクタンガソリンへと発展する。

'86年 出光カード

SSでも、ショッピングでもどこでも使える便利なカードが登場。現在石油業界1位の260万枚を誇る。

'86年 出光ダイハード

国内最強の始動力を誇る強力バッテリー。自信の5年間均一価値保証制度を採用。

'93年 出光ゼアス

有害物質ベンゼンを1%以下に削減。'96年にはガソリンでは初めてのエコマークの認定をうける。

'96年 出光ゼプロ

出光ゼアスとのベストマッチングを考えた環境型省燃費オイルゼプロがフルラインナップで登場。

'97年 出光まいど電子プリカ

「まいど まいど…」のCMでおなじみのまいどカードは'93年にデビュー。
この時すでに電子マネー時代を予測しICチップを搭載。現在1,433万人の方々のサイフとして活躍。

そして、'99年 出光SS新デザイン登場

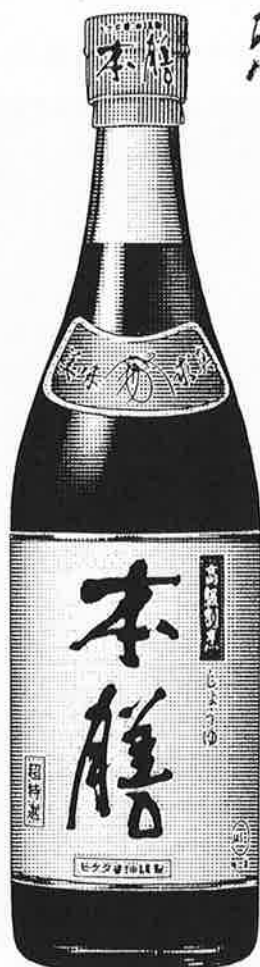
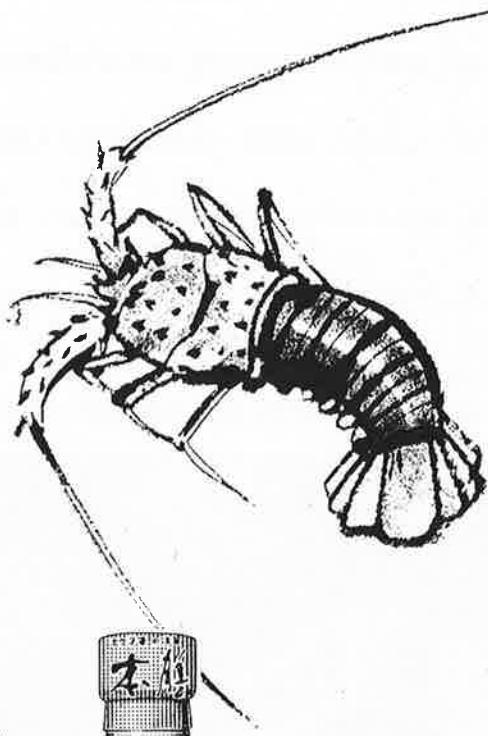
躍動感いっぱいのSSで新しいサービスが始まります。



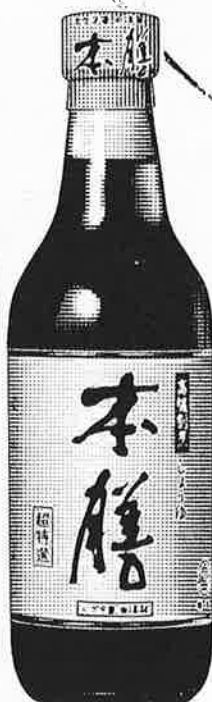
Next New!

江戸の味を伝えて4世紀
 ヒゲタしょうゆ

素材に、
 だわるなら
 まず、
 旨いしょうゆ。



● 720ml



● 360ml

素材の旨さを
 引立てる。

本膳

超特選

高級割烹 しょうゆ

料理は素材で決まります。これは旨そう
 だ、という良質の素材をみつけたら、しょ
 うゆは「本膳」をお使いください。良質の
 原料をたっぷり使って、自然の力でじっ
 くりと熟成。キレイのいい色、味、香りが、
 素材本来の持ち味をグリーンと引立てます。

● お問い合わせ／ヒゲタ醤油株式会社 本膳係 〇三三六六九一四四一

POTENTIALITY

【潜在力の証明】

 市川毛織株式会社

1 製紙用フェルトの実力

世界一といわれる日本の製紙技術を支える、市川毛織の製紙用フェルト。国内50%というシェアを誇っています。

2 海外市場への可能性

国内での安定性を土台に、海外進出をはかる市川毛織。人材ひとりひとりのなかから、国際化を進めています。

3 工業用フェルトの将来性

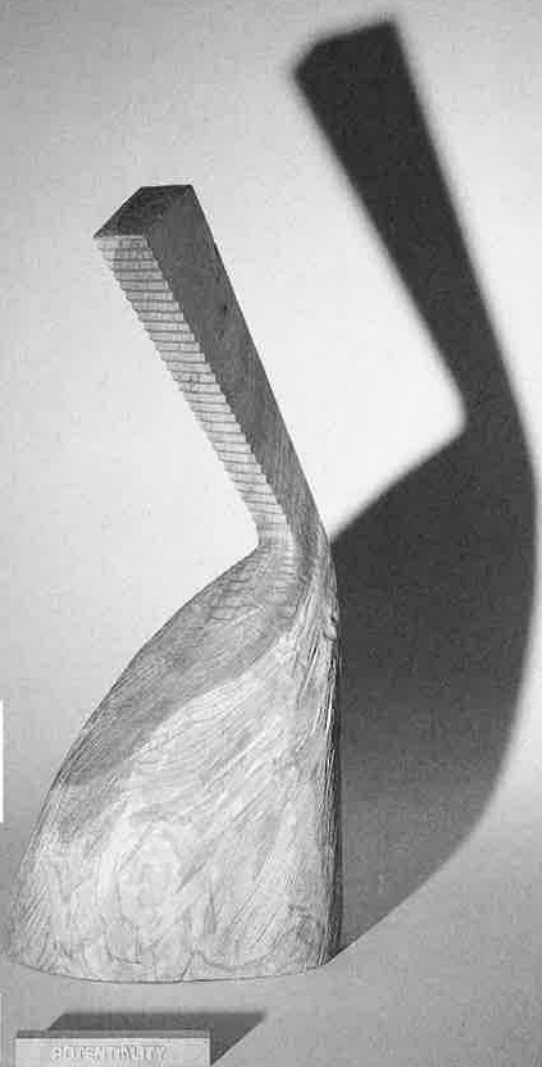
衣類の仕上加工用、航空機のシートなど、工業用フェルトの可能性に次々とチャレンジし、実績を上げています。

4 フェルト技術の発展性

世界5ヵ国のパテント（特許）を持つ汚泥処理システムなど、フェルトの可能性は無限に広がっています。

フェルトの、潜在力。

POTENTIALITY



創造力の多面体 デンカの化学。

デンカは、7つの重点事業分野から、
オリジナリティあふれる化学を創造します。

高分子合成分野

有機合成分野

セメント・特殊セメント分野

無機・セラミックス分野

バイオテクノロジー分野

エレクトロニクス分野

エンジニアリング分野

電気化学工業株式会社

本社/〒100-8455 東京都千代田区有楽町1-4-1 (日比谷三信ビル) 広報室/Tel.03-3507-5073 Fax.03-3507-5092



東京電力

お店や事務所の空調代を大きく節約。 「エコ・アイスmini」いよいよ発売開始!



80㎡～200㎡の
空調スペースに
ぴったりの
業務用エアコン!

割安な夜の電気で、夏は氷、冬はお湯を蓄えて、昼間の冷暖房に有効利用。この蓄熱・新発想で大きなメリット!

◎年間の空調代を約24,000円も節約できます。

夜間電力を使う
蓄熱運転の定額割引で
毎年約12,000円おトク!
+
契約電力を1kW低減でき、
基本料金が
毎年約12,000円おトク!
=
年間の空調代
約24,000円おトク!

※低圧蓄熱調整契約、「エコ・アイスmini」5馬力・1台の場合

◎補助金制度で、国も導入をバックアップしています。

従来の空調システム設置費との差額の1/2相当を国が助成。

導入時のお客さま負担増額分も
2～3年で回収可能。
それ以後は、毎年毎年おトクです。

◎夜間電力を利用するので環境にやさしい。
夜間の電気のCO₂排出量は、昼間の約8割です。

◎お問い合わせ・資料のご請求は東京電力へ。

TEL 03-4216-1111 (代) FAX 03-4216-5708
東京電力株式会社 営業部 DSM推進センター 空調システム部
〒100-0011 東京都千代田区千代田 1-1-3

小型氷蓄熱式
パッケージエアコン

エコ・アイス mini

[エコ・アイスmini発売メーカー] ●ダイキン工業株式会社 ●株式会社日立製作所 ●三菱重工業株式会社 ●三菱電機株式会社

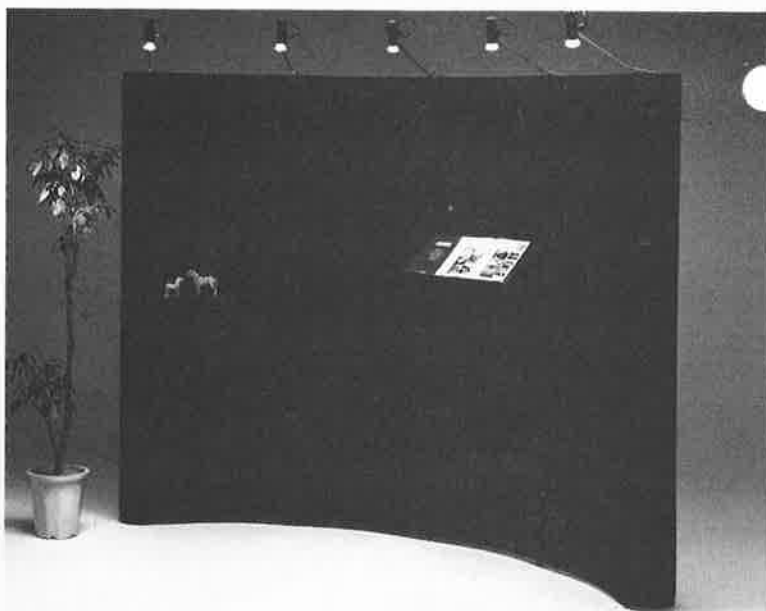
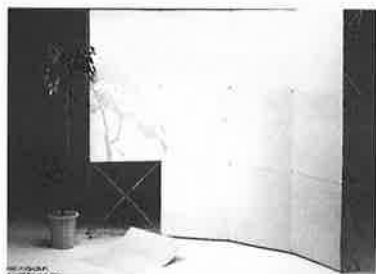


Nomadic Instand

「インスタンド」が97年度通産省グッドデザイン選定で Gマーク外国商品賞を受賞!!



当社が 米国から輸入販売しているポータブル・ディスプレイシステム
「インスタンド」が97年度の通産省・グッドデザイン選定において、
「Gマーク・外国商品賞」を受賞しました。



「インスタンド」は、宇宙開発の技術を展示システムにフィードバックした未来形ディスプレイシステムで、アルミフレームをベースとしたポップアップ（伸縮）方式で、フレームの表面にカラフルなファブリックカラーパネルや、グラフィックパネルをセットすることで多様なディスプレイ用パネルを演出することができます。

組み立てはワンタッチでどなたにも簡単にセッティングすることができる上、ゴルフバッグ程のケース2つに収納され、宅急便などでの発送が可能というコンパクトなものです。

また、「インスタンド」シリーズのダイヤルロック付きキャリーケース「ローラックスケース」もあわせてGマーク商品に選定されました。



人へ 住まいへ 産業へ
東邦シートフレーム株式会社

千葉県八千代市上高野1812

TEL 047-484-6215 FAX 047-484-6966

《 編 集 後 記 》

明けましておめでとうございます。

会員の皆様、よいお年をお迎えのことと思います。

順調に経済発展してきた我が国も、バブル崩壊後、厳しい経済環境下にあり、環境保全に携わっておられる皆様のご奮闘に心より敬意を表します。

21世紀、千葉県の環境が自然環境・社会環境・県民一人ひとりの心豊かな世界であることを願い、今年も協議会活動を展開していきましょう。

出光興産株式会社 千葉製油所
安全環境室 関 義己

区分	編 集 委 員
60号	出 光 興 産 (株)・東 京 電 力 (株)・電 気 化 学 工 業 (株) ヒ ゲ タ 醤 油 (株)・市 川 毛 織 (株)・東 邦 シ ー ト フ レ ー ム (株)

会 報 第 60 号

発行年月 平成11年1月

発 行 者 社団法人千葉県環境保全協議会

会 長 高 木 猛

千葉市中央区市場町1番3号 自治会館内

電話 043 (224) 5827

印 刷 ワ タ ナ ベ 印 刷 株 式 会 社

千葉市中央区今井3-21-14

電話 043 (268) 2511

